

成年後見制度における区長による審判請求手続き等に関する要綱

(平成17年3月30日 区長決定)

(目 的)

第1条 この要綱は、板橋区長（以下「区長」という。）が、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2の規定に基づき、民法（明治29年法律第89号）第7条、第11条、第13条第2項、第15条第1項、第17条第1項、第876条の4第1項又は第876条の9第1項に規定する審判の請求（以下「審判の請求」という。）をする場合における手続き等を定めることを目的とする。

(審判請求の要件)

第2条 区長は、審判の請求を行うにあたっては、審判の対象者（以下「本人」という。）に関し、次の各号に掲げる事項を総合的に考察することとする。

- (1) 本人の判断能力の程度
- (2) 本人の配偶者及び四親等内の親族（以下「配偶者等」という）の存否、配偶者等による本人保護の可能性及び配偶者等が審判の請求を行う意思の有無
- (3) 区が行う各種施策の活用による本人に対する支援策の効果

(事案の決定)

第3条 審判の請求に関する事案の決定は、特別の事情がある場合を除き、老人福祉法第32条並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の11の2の規定に基づくものは健康生きがい部長が、知的障害者福祉法第28条の規定に基づくものについては福祉部長が行うものとする。

(請求の手續)

第4条 審判の請求に係る申立書、添付書類及び予納すべき費用その他の手続きは、家庭裁判所の定めるところによる。

(費用の負担)

第5条 区は、家事事件手続法（平成23年法律第52号）第28条第1項の規定により、審判請求に係る費用（以下「審判請求費用」という。）を負担する。

(審判請求費用の求償)

第6条 家事事件手続法第28条2項の規定に基づき、家庭裁判所が、本人又は関係人が審判請求費用を負担すべきと判断した場合において、区は、前条により区が負担した審判請求費用について、本人又は関係人に対して請求することができる。ただし、当該本人等が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 「板橋区成年後見制度利用低所得者の申立に係る費用助成要綱」第2条第3項に規定する経済的要件に該当する低所得者であって、審判請求費用を負担することが困難であるもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、審判請求費用を負担することが困難であると区長が認める者

(補 則)

第7条 この要綱の実施について必要な事項は、健康生きがい部長及び福祉部長が協議の上別に定める。

付 則

この要綱は、平成12年10月22日から施行する。

付 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年2月15日から施行する。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。